

「戸田市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例（案）」について ご意見を募集します

戸田市では、犯罪被害者等に対する支援内容の拡充を図るために、戸田市犯罪被害者等支援条例の改正を予定しています。

つきましては、広く市民の皆様の考えを反映させるため、下記のとおりご意見を募集いたします。

記

1 意見募集期間

令和5年12月6日（水）から令和6年1月4日（木）まで

2 資料公開場所

担当課、市政情報コーナー、各福祉センター、笹目コミュニティセンター（コンパル）、戸田公園駅前行政センター2階、新首南多世代交流館（さくらパル）及び上戸田地域交流センター（あいパル）でご覧いただけます。

また、市ホームページでも公開しています。

3 関係資料

別添 戸田市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例（案）の概要

4 提出方法

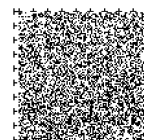
資料公開場所への持参、郵便、FAX（433-2200）及び電子メール（kurashill10@city.toda.saitama.jp）

※資料公開場所により受付時間が異なります。

5 ご意見を提出する際の留意事項

提出に当たって使用する言語は日本語でお願いいたします。

提出に当たっては、住所・氏名（法人にあっては、名称・所在地等の連絡先）を明記してください。記載が無い場合は、提出意見として取り扱えない場合もあります。



6 提出された意見の公表

提出された意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。その際に、住所・氏名等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

7 戸田市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例（案）についての問い合わせ先

戸田市 市民生活部くらし安心課

電話 048-441-1800（内線656）

戸田市市民パブリック・コメント制度についての問い合わせ先

戸田市 総務部 行政管理課

電話 048-441-1800（内線363）

